様式 3

審議（会議）結果

審議会等名称	第 393 回神奈川県開発審査会
開催日時	令和８年４月 27 日（月）14:00～16:00
開催場所	県庁新庁舎９階 議会第８会議室（横浜市中区日本大通１）
出席委員	（会長）板垣勝彦、（会長職務代理）太田明、 藤本育子、佐藤茂樹、古賀紀江、髙田礼子
次回開催予定日	令和８年７月 24 日
所属名、担当者名	県土整備局 建築住宅部 建築安全課 審査会グループ 岡原
掲載形式	議事概要
議事概要とした理由	公正又は円滑な会議の運営に支障があると判断されるため

審議（会議）経過

１　開発許可等申請（一般案件）について

都市計画法に基づく付議案件５件（公開３件、非公開２件）の審議を行い、すべて承認された。

（１）第 5410 号（提案基準その他：高速道路（新東名・上り線）利用者のための休憩所施設及び給油所）＜公開＞

・秦野市戸川地内：都市計画法第 29 条第１項許可の内容に変更が生じたことによる同法第 35 条第１項の変更許可について

（２）第 5411 号（提案基準その他：高速道路（新東名・下り線）利用者のための休憩所施設及び給油所）＜公開＞

・秦野市横野地内：都市計画法第 29 条第１項許可の内容に変更が生じたことによる同法第 35 条第１項の変更許可について

秦野市から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、承認された。

≪発言要旨≫

（委員）

上り線、下り線の施設にも喫煙所が設けられていますが、10 年前は喫煙所の設置は一般的ではなかったのでしょうか。

（秦野市）

当時、喫煙所の設置につきましては、各サービスエリアにより休憩所施設内に設置する場合と屋外に設置する場合がありました。本件につきましては、当時休憩所施設内に設置される計画でしたが、今回の変更のタイミングで屋外に設置することが決められました。

（委員）
今回、10 年経って変更に至った経緯を教えてください。
（秦野市）
サービスエリアの設計につきましては、高速道路の交通量を元に駐車台数を求め、駐車場台数から休憩所、トイレ等の大きさを決めていくことになっています。当初想定していた高速道路利用者の駐車場台数が警察協議や社会情勢の影響により増加、また、大型車のトラックの運転手がしっかり休憩できるような制度が 2024 年４月から始まった影響により、駐車場の計画にまず変更が生じました。駐車場台数の変更に合わせて休憩所施設等の計画を見直し、開発区域の変更に至ったというのが経緯となります。
（委員）
立体駐車場や喫煙所の変更が主ということでよろしいでしょうか。
（秦野市）
その通りです。

（３）第 5412 号（提案基準 14：地蔵堂）＜公開＞
・伊勢原市三ノ宮地内：都市計画法第 29 条第１項許可について
処分庁平塚土木事務所から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、質疑応答がなされた後、承認された。
≪発言要旨≫
（委員）
お寺の敷地の一部に地蔵堂を作るということでよろしいでしょうか。
（平塚土木事務所）
図面番号２の赤枠の上側に能満寺の専用駐車場と記載がありますが、こちらの一部を利用して地蔵堂を建てる計画となっています。
（委員）
開発に関わることではないかもしれませんが、この場所に 1345 年創建ということで、工事を始めると、何か出てくることは想像できると思いますがどうなのでしょうか。
（平塚土木事務所）
正確にこの場所というのはわかりませんが、この地域にあったものだとは思います。また、相談者の方は、市の教育委員会に相談に行かれていると聞いています。

（４）第 5413 号（提案基準３：専用住宅）＜非公開＞
・足柄上郡開成町牛島地内：都市計画法第 29 条第１項許可について
処分庁県西土木事務所から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、質疑応答がなされた後、承認された。

（５）第 5414 号（提案基準 20：専用住宅）＜非公開＞

・南足柄市班目地内：都市計画法第 42 条第１項ただし書き許可について
処分庁県西土木事務所から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、質疑応答がなされた後、承認された。

２　審査請求について＜非公開＞

・藤沢市における開発許可処分に係る審査請求の裁決について審理し、却下とした。

・藤沢市における開発許可処分の取消しを求める審査請求に係る執行停止について審理し、執行を停止しないこととした。

・鎌倉市における開発許可処分に係る審査請求の裁決について審理し、却下とした。

３　その他＜非公開＞

・次回の審査会の開催時期等について申し合わせを行った。